

四日市市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第50号

四日市市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の給与の支給に関する規則（昭和62年四日市市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当の<u>届出、認定、支給等</u>)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新たに条例第31条の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族認定申請書（別記様式）により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として任命権者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u></p> <p>5 <u>任命権者が第3項の届出を受けたときは、扶養親族認定申請書に記載された扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうかを確認して認定するものとする。前項に規定する場合におい</u></p>	<p>(扶養手当の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>条例第36条第1項の規定による届出は、扶養親族認定申請書（別記様式）によるものとする。</u></p> <p>4 <u>任命権者が前項の届出を受けたときは、扶養親族認定申請書に記載された扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうかを確認して認定するものとする。ただし、次の各号のいずれか</u></p>

ても、同様とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者は、扶養親族として認定することはできない。

(1)から(3)まで (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

(支給の始期及び終期)

第7条の2 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第31条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日(任命権者が別に定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で任命権者が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条第3項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、

に掲げる者は、扶養親族として認定することはできない。

(1)から(3)まで (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

その事実の生じた日の属する月の翌月  
(その日が月の初日であるときは、そ  
の日の属する月) からその支給額を改  
定する。前項ただし書の規定は、扶養  
手当の月額を増額して改定する場合に  
ついて準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日か  
ら施行する。

(令和7年四日市市職員給与条例の一  
部を改正する条例附則第4項の規定が  
適用される間の読替え)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月  
31日までの間は、第7条第1項及び  
第7条の2第1項中「条例」とあるの  
は、「四日市市職員給与条例の一部を  
改正する条例(令和7年四日市市条例第  
103号)附則第4項の規定により読み  
替えられた条例」とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日か  
ら施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(総務部人事課)